

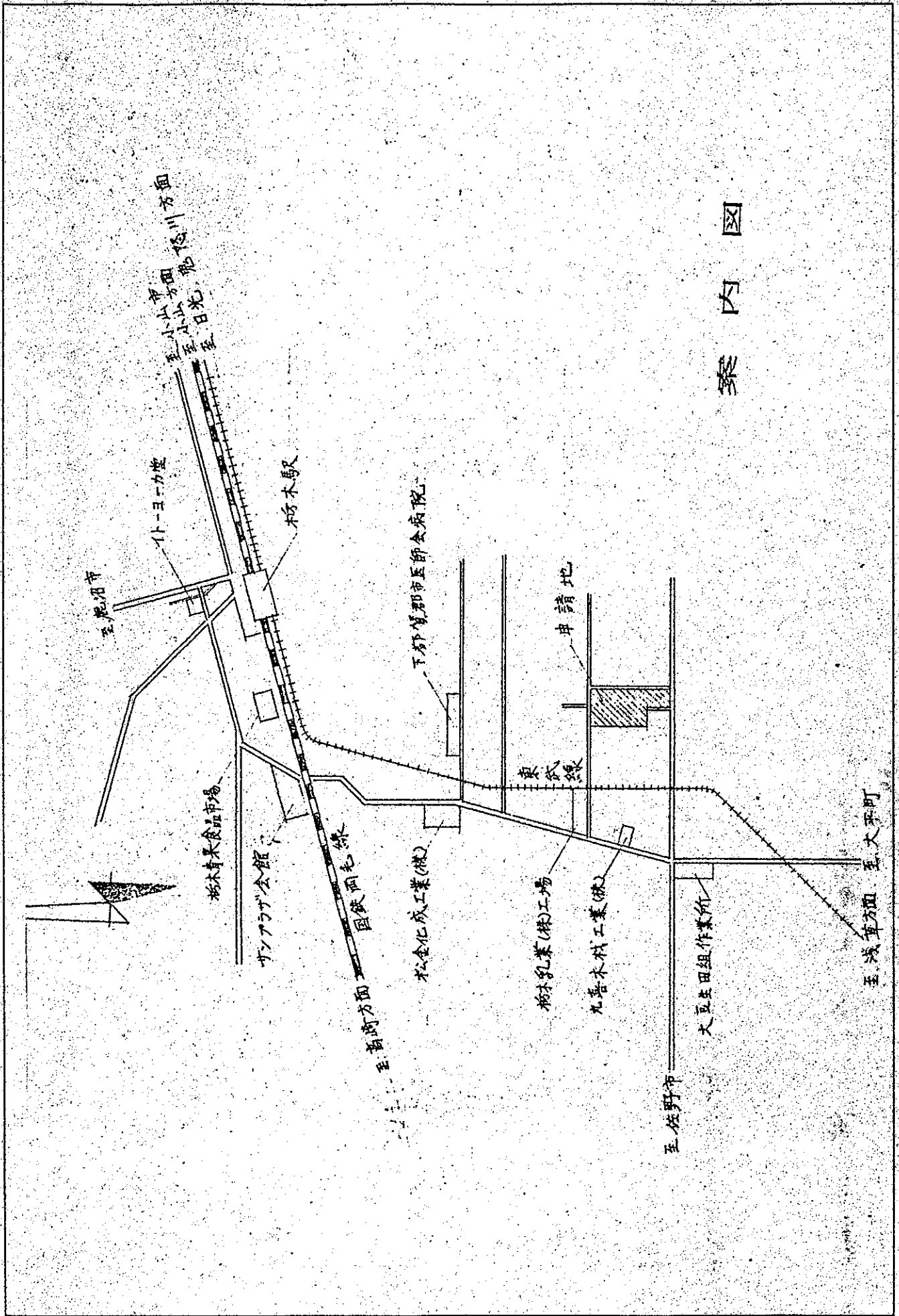
ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご利用ください。

栃木県土木部建築課



案内図

ボーリング柱状図

調査名 下都賀西宮地区高校(仮称)管理 特別調査(環境その他新築工事) 孔番 No. 63 地盤高 0.125 m

調査場所 栃木県大平町

摘要

(基準面)

調査期間 昭和59年 / 月 日 ~ 月 日

調査担当者

地下(孔内)水位 GL-2.20 m

